



東京学芸大学リポジトリ

Tokyo Gakugei University Repository

ドイツにおける性の多様性を受容する学校づくりの
試み：

LGBTQ+をテーマとした学校のチェックリストに着
目して

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-08-24 キーワード (Ja): キーワード (En): LGBTQ+, sexual diversity, reconsideration of schools, Germany 作成者: 伊藤, 亜希子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2309/00173439

ドイツにおける性の多様性を受容する 学校づくりの試み

—LGBTQ+をテーマとした学校のチェックリストに着目して—

The Acceptance of Sexual Diversity in Schools in Germany:
Focus on the Checklist for Schools from the Viewpoint of LGBTQ+.

伊藤亜希子 (福岡大学)

Akiko ITO (Fukuoka University)

<要約>

近年、日本においては学校教育における性的マイノリティの子どもに目が向けられるようになり、学校における性の多様性に関する議論が展開されるようになってきている。そこでは、当事者に対する実質的な対応や性の多様性をテーマとした授業づくりに関する議論が中心となっており、学校全体の在り方をどのように捉え直すかという議論は未だ十分とは言えない。本論は、性の多様性を受容する学校の在り方について、ドイツにおけるLGBTQ+に関わる団体が提示するチェックリストと推奨行動を取り上げ、日本において議論する際の示唆を得ることを目的とした。

まず、ドイツにおける学校教育とLGBTQ+に関わる調査研究として、Klocke (2016)、連邦反差別事務所 (ADS, 2017a, 2017b) を取り上げ、現状の一端を明らかにした。特に、連邦反差別事務所による調査報告書からは、学校において性の多様性について学ぶことに対する肯定的な回答がある一方で、授業で具体的に取り上げることには否定的な回答が寄せられていること、LGBTQ+の教員が学校の日常で直面する困難などが明らかにされていることを示した。

以上を踏まえ、「多様性のある学校」プロジェクトとSCHLAU NRW が作成したチェックリストと推奨行動を訳出し、このチェックリストと推奨行動の一覧が学校の在り方を性の多様性という観点から捉え直す視点を提供していること、NRW州の場合は州の性教育指針や学校法で性の多様性を扱う法的根拠が存在することを確認した。以上の2点は、日本における性の多様性に関する議論を展開する示唆となり得ると指摘した。

*キーワード：LGBTQ+、性の多様性、学校づくり、ドイツ

1. はじめに

近年、日本の学校教育においてもセクシュアル・マイノリティの子どもへの対応について関心が高まっている。実際、文部科学省（以下、文科省）は2014年には「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について」を発表し、さらに2015年にはこの調査に基づいて「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」の通知を发出している。そして、2016年には「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」の手引きを公表するに至った。これらから、性別不合⁽¹⁾の子どもの個に応じた対応を進めようとする動向が認められるが、性的指向に関わる部分については依然として異性愛を自明のものとしている。これは、学習指導要領（小中学校保健体育科）に見られる「思春期になると異性への関心が芽生える」という記述に表れている。2017年に学習指導要領が改訂されたが、その改訂に向けLGBT当事者団体から「異性への関心」についてセクシュアル・マイノリティの子どもへの配慮を含む記述の変更を求める要望が出されたにもかかわらず、文科省は「LGBTを指導内容として扱うのは、保護者や国民の理解などを考慮すると難しい」⁽²⁾とし、実現しなかった。こうした状況から、性別不合など「個への対応」は認めつつも、日本の教育は依然として強い異性愛規範の下に成り立っていると言えるだろう。もちろん、都道府県市町村教育委員会レベルにおいては、例えば倉敷市教育委員会のように個別支援だけでなく、性の多様性に対するポジティブな発信を授業で行う取り組みの推進もみられる。

このようにセクシュアル・マイノリティの当事者に対する個別支援や性の多様性に関する授業づくりなど関心の高まりは見られるものの、

性の多様性という視点から学校の在り方を再考するといった議論は、現段階では十分になされているとは言い難い。そこで、本論は、ドイツにおけるLGBTQ+に関わる団体が提示するチェックリストと推奨行動を取り上げ、性の多様性を受容する学校の在り方についてどのような点に着目し、こうしたチェックリストや推奨行動が策定されているのか整理し、日本において議論する際の示唆を得ることを目的とする。それにより、性の多様性から学校の在り方を再考するための議論の一助としたい。

なお、本論でドイツを取り上げるのは、以下の理由による。ドイツはEU加盟国内において、LGBTQ+に関わる施策について最先端の取り組みを行っている国ではなく、むしろ平均的な国であるということが挙げられる。EUではLGBTQ+に関する課題は人権課題の一つとして取り組まれており、欧州基本権機関（European Union Agency for Fundamental Rights, 以下、FRA）が加盟各国におけるLGBTQ+に対する差別の状況や施策の動向などモニタリングや調査研究を行っている。FRAによる直近の調査である2019年のカントリーレポートでは、同級生や教師が頻繁にあるいは常にLGBTIの人々を支援しているかという問いに対し、LGBTI青少年回答者の52%のみが肯定的回答をし、EU加盟国の60%と比較すると有意に低いとみなされている（FRA, 2020）。むしろ、日本の現状を念頭にこの「低い」とされる数値を見るならば、「高い」と感じるであろうし、その他、ドイツにおける同性婚や性教育について情報があれば、日本に比してLGBTQ+に関する施策は進んでいるという印象も持ちうるであろう。しかしながら、そうした印象のみでドイツにおける取り組みを捉えるのではなく、EU加盟国内で平均的な取り組みを行っている国であり、学校教育における教師や同級生からのLGBTQ+に対する支援がEU加

盟国内でも十分でないと言われる国において、どのような取り組みが実践的に行われているのか、着目する意義は十分にありと考えられる。

以上を踏まえ、本論ではまず、ドイツにおける学校教育とLGBTQに関する代表的な調査研究を取り上げ、学校教育に関わる現状の一端を明らかにする。そして、本論で着目するチェックリストと推奨行動を訳出する形で紹介し、項目のなかでも特筆すべき点に焦点化し分析する。その上で、日本における議論を進める上で示唆を導き出したい。

2. ドイツにおける学校教育とLGBTQ+に関する調査研究

Klocke (2016) は、自身が2011年、2012年に行ったベルリンの学校調査に基づき、学校におけるLGBT⁽³⁾の状況や性の多様性に対する教師の姿勢、LGBTIの置かれた状況の改善や多様性を受容の向上にむけて教師が取り組むことなどを整理している。この調査は無作為抽出検査で、ベルリンにおける学校種を考慮した形で学校が選ばれ、20校が参加し、質問紙調査は6年生の24クラス(274名)、9年生と10年生の26クラス(481名)を対象に行われた。計50クラスのうち27クラスの担任が調査に参加した。9年生と10年生の26クラスのうち25クラスが縦断的因果関係分析のために9か月後の調査にも回答した(Klocke, 2016, S. 2)。

調査では、6年生も9年生・10年生も「レズビアン」や「ゲイ」の概念が何を意味するか知りながらも、6年生の5分の3、9年生と10年生の半数以上が、それらのことばを蔑視語として用いている実態が明らかとなった。また、こうしたことばを用いたからかいなどを教師が見聞きしたときの対応は一貫しておらず、これは特に性別不合の生徒へのいじめに対する対応とも類似し、一貫していないという。回答

した教師の約3分の1は生徒が性別に合わない振る舞いをした際に教師自身がときおりそれを笑っていると回答している。このような状況では、教師が同性愛について語る際には否定的な印象をもたらすものにしかならず、からかいや嘲笑といった差別的な事象についても「そんなにひどいわけではない」と捉えがちであることも指摘されている。さらに、回答した教師の5分の1しか、レズビアンやゲイの出てくる教材に取り組んでいないという結果も明らかになった(ibid., S. 3)。こうした教師の認識や取り組みの実態に加え、LGBT 青少年の自殺リスクの高さなどについても教師に意識されておらず、かれらの苦しみや重圧が教師によって過小評価されていると指摘されている(ibid., S. 4)。

以上のような状況のなかで、偏見を除去し、多様性を受容をどう実現しうるのか。これに寄与するものとして、Klockeは6つのストラテジーを提起している。1つ目が、個人的なコンタクトを通してLGBTIを可視化することである。これは、個人的な接触経験が集団への考え方を改善するといった知見を踏まえている。また、例えば学校の教材を通しての直接的でない接触も偏見を低減する可能性が示唆されており、授業で取り上げることも推奨されている(ibid., S. 5)。2つ目が、学校や青少年施設におけるいじめや差別の明瞭な禁止である。教師が差別に対し明瞭に戦う姿勢を見せるのであれば、LGBTに対する生徒の肯定的な考えが同時に現れる傾向にあると指摘する。さらに、学校の理念として、いじめの排除を掲げているということを生徒が認識していれば、生徒はより肯定的な考え方を持つとされる(ibid., S. 6-7)。3つ目が、ジェンダー規範の内省である。男女二元論に基づくジェンダー規範は、LGBTIの青少年に「自分もこう振る舞わなくてはならない」と思わせたり、男女の明瞭な身体的特徴を基準とすると、それに合致しないインターセックス

の人々を悩ませたり、同性愛指向の青少年に自身の性的指向をネガティブなものとして捉えさせることにつながったりする。無意識的に「らしさ」を教育関係者が口にするのがないよう、こうしたことに自覚的である必要がある (ibid., S. 7-8)。4つ目が、パースペクティブの転換や共感を可能とすることである。未知の集団の構成員とともにパースペクティブの転換に向けた気持ちにし、それにより共感や感情移入をするような活動は、あらゆる集団に対する考え方の改善になるとし、ロールプレイの有効性が示されている (ibid., S. 8)。5つ目が、アイデンティティへの脅威を回避することである。われわれは差別され、集団や自己の価値に疑問を持つような状況に置かれると、脅威を感じる。こうした危険性は、性的指向や性自認によるものだけでなく、例えば文化的な異なりによっても生じるものである。人々はより多様な側面を同等に考慮し、さまざまな種類の差別が同じようなメカニズムのなかで生じていることを明らかにする必要があると指摘されている。さらに、われわれは偏見から免れることはできず、自身の偏見に意識的になり、該当する集団の構成員と個人的な接触を通してその偏見に取り組むことが重要であると述べられている (ibid., S. 9)。6つ目は知識の伝達である。LGBTに関する知識の獲得は、LGBTに関する考え方を改善し、より連帯的な行動に貢献しうる。生物における性教育の時間と並び、他の教科やテーマと関連づけて扱う⁽⁴⁾ことも推奨されている (ibid., S. 10)。

こうした Klocke の調査研究のほかに、2016年に連邦反差別事務所 (Antidiskriminierungsstelle des Bundes, 以下、ドイツ語表記で示すときのみ ADS とする) によって実施された大規模調査がある。連邦反差別事務所は2017年の年間テーマに性の多様性を掲げ、「それぞれの愛に同等の権利を」をモットーに同性

愛や両性愛の人々に対する差別⁽⁵⁾に注意を払い、同性愛者や両性愛者の権利について啓発したいとし、そのためのデータを得るために2016年に一連の調査を実施し、2017年に調査結果を公表している。ここでは、それらの調査のうち『ドイツにおけるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアルの人々に対する考え方⁽⁶⁾』(ADS, 2017a)と『ドイツにおけるLGBTQの教員⁽⁷⁾』(ADS, 2017b)の2つの報告書を取り上げたい。『ドイツにおけるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアルの人々に対する考え方』は、ドイツにおける世帯の2,013名(16歳以上)に対する標本調査の結果を示したものである。調査項目によって回答者数は異なるものとなっている。調査の中心的な問いは、結婚制度や養子縁組制度といった法的権利の平等に関わるものと学校における性の多様性の扱いに関わるものである。ここでは後者の結果のみ確認しておきたい。

ドイツにおいては連邦諸州で異なるものの、早いところではノルトライン＝ヴェストファーレン州(以下、NRW州)が1999年に性教育指針を出しており、その後、2000年代にはメクレンブルク＝フォアポンメルン州、ラインラント＝プファルツ州、2010年代に入るとその他の諸州が指針を出したり、学習指導要領(Lehrplan/Bildungsplan)を改訂したりして、授業における性の多様性への考慮を促す努力がなされてきている⁽⁸⁾。それに対し、強い反発にあったり、白熱した議論に至ったりということも経験しているが、本調査では性の多様性について反対を示す回答が占める割合は小さいものとなった。具体的な設問は以下の通りである。「学校で性の多様性について話すことは、子どもたちのセクシュアリティの発達を混乱させる」(N=1,889)という問いに対し、「そう思わない(42.2%)」「どちらかと言えばそうは思わない(28.4%)」を合わせ70.6%の回答者がこうした見解を誤ったものと捉えていると

言える (ADS, 2017a, S. 10)。また、「愛やパートナーシップをテーマに扱う際、学校では異性愛の男女のカップルであるべきである」(N=1,956) という問いに対しては、「そう思わない (48.1%)」「どちらかと言えばそうは思わない (25.0%)」を合わせ 73.1% の回答者が、異性愛のみを前提とすることを否定している (ibid.)。さらに注目したいのは、次の 2 つの設問である。まず、「同性愛やバイセクシュアルの人々に対する受容を生徒に伝えることは学校の目標の一つとすべきである」(N=1,985) という問いである。これに対し、「非常にそう思う (67.2%)」「どちらかと言えばそう思う (22.4%)」という回答が 89.6% を占めている (ibid.)。そして、「“ホモ (‘Schwuchtel’, ‘Homo’, ‘Tunte’)」や“レズ (‘Lesbe’)” のような表象を蔑視語として生徒が用いることに対し、学校は何らかの措置を行うべきである」(N=1,971) という問いに対しても、先の設問と同様、高い割合で賛同する回答が得られている。「非常にそう思う (64.5%)」「どちらかと言えばそう思う (20.7%)」と回答の 85.2% を占めている (ibid.)。

以上の 4 つの設問からは、総じて、本調査回答者が学校において性の多様性を扱うことに肯定的であるということが言えるであろう。しかしながら、性の多様性に関する知識の伝達を学校目標に据えることや差別に対する措置などについて約 9 割が賛同を示す一方で、授業での取り扱いや同性パートナーの生活を可視化することについては約 7 割の賛成にとどまっている。こうしたずれが生じている現実も念頭に置いておく必要があるであろう。これは目標としてある種抽象的にも捉えられる部分には賛同するが、その目標に到達するための具体的な手段については拒否する傾向があることを示していると言える (ibid.)。

次に、『ドイツにおける LGBTQ の教員』の

概略を見てみよう。この調査は 2016 年 10 月下旬から 12 月初旬にかけて、自身を LGBTIQ と捉えている教員及び教員試補⁽⁹⁾を対象に、オンラインアンケートの形で行われており、835 の有効回答を得た。回答数の違いはあるものの、連邦 16 州のすべてから回答が得られた⁽¹⁰⁾。この調査における質問は 6 つの質問群に大別される。第 1 に、学校文化である。すなわち、職場への満足度と学校内のさまざまな集団との関わりに対する評価に関わるものである。第 2 に、学校の文脈における性的指向や性自認の多様性のテーマ化である。第 3 に、学校の日常における課題と支援の要求である。第 4 に、学校における自身の LGBTIQ としてのアイデンティティの扱いである。第 5 に、最近 2 年間の間の学校の文脈における差別の経験である。第 6 に、社会人口学的指標である。ここでは、紙幅も限られるため、各質問群に対する総括を以下の通り提示しておきたい (ADS, 2017b, S. 44-45)。

第 1 の学校文化については、回答者は自身の学校における学校文化をかなり積極的に評価している。しかしながら、LGBTIQ 嫌悪の学校文化も認識されており、とりわけそうした傾向が生徒の間に広がっているという回答があった。他方、生徒と教師、教師間での関わりは積極的に評価されていた。第 2 の性的指向や性自認の多様性のテーマ化については、4 分の 3 の回答者がテーマ化するか否か、どのように授業で取り扱うかは教師それぞれに任されていると述べている。これが意味することは、「テーマ化されない」危険性も含まれているということである。第 3 の学校の日常における課題と支援については、教師に対する差別からの法的な保護について雇用者から説明を受けたという割合は低くとどまっていた。第 4 の自身の LGBTIQ としてのアイデンティティについては、プライベートに比べると学校では自身の性

的指向や性自認を公にしていけないという傾向があるという。しかし、それと同時に10人中4人の教師が自身のLGBTIQとしてのアイデンティティを公にしているということが明らかになった。明らかにしていけない理由としては、スティグマ化の恐れ、敬意の喪失や排除への不安、自身の安全性が損なわれることが挙げられた。学校で公にするかどうかは、教師の年齢や勤務期間、雇用関係、学校規模、カリキュラムにおける性的指向や性自認の多様性についてのテーマ化などが関係している。若く、勤務経験が短く、期限付きの雇用である場合、学校で公にすることが困難になっているが、その一方で、大規模の学校やカリキュラムに位置づけている学校に勤める教師は、しばしば公にしている。第5の直近2年間における差別の経験についてであるが、調査に参加した3分の1の教師がLGBTIQとしてのアイデンティティに基づく差別を経験している。そのうちの約9割がその間に1回以上の差別を経験している。多くは社会的な誹謗中傷や物質的な不利益であり、身体的な侵害はほとんどない。こうしたLGBTIQとしてのアイデンティティに基づく差別については、教師が報告することは非常にまれである。該当者の4分の1は何の反応もなかったり、回避したり、無視したりしているが、訴えたり、訴えはしないが抵抗を示すとする回答もあった。差別体験は該当する教師に著しい影響をもたらしている。

LGBTIQである教師は、学校の日常において、自身の性的指向や性自認の対処について課題に直面している。また、生徒や保護者、同僚や管理職との関わりにおいても困難を経験しており、最も頻繁に生じるものとして、異性愛規範、同性愛嫌悪、差別、偏見、スティグマ化、学校の日常における排除が挙げられ、これらがLGBTIQである教師にとっての困難であると示されている。

本報告書の総括で挙げられていて注目すべき点は、上記の第3と第5で述べた内容と関連するが、LGBTIQである教師が雇用者から「一般平等待遇法 (Allgemeine Gleichbehandlungsgesetz)⁽¹¹⁾」によって差別から保護されることを知らされていても、差別経験について報告するのが稀であるということである。さらに、学校の日常において幾重もの困難にLGBTIQである教師は直面しており、管理職や同僚、保護者からの支援を特に希望していることが示されている (ibid., S. 46)。また、本報告書が指摘するのは、学校はLGBTIQの人々の状況を改善することに寄与する中心的な場所であり、それはLGBTIQの人々とどまらず、例えば移民背景を持つ人々や障がいを持つ人々など他のマイノリティの状況を改善することにも寄与しようと主張している (ibid.)。そして、差別に適切に対応するためには、学校がさまざまな集団に対する差別のリスクを同定し、明らかにし、予防措置を通して不平等な扱いを回避し、すでに生じている差別に干渉することが重要であると結論付けている。

紙幅の関係上、以上の3つを本論との関わりにおいて参照すべき調査研究として取り上げた。いずれにおいても、学校教育において性の多様性を取り上げる重要性を強調するものとなっていることは一目瞭然である。

3. 学校において性の多様性を受容するためのチェックリスト

前節で述べた通り、ドイツの学校教育における性の多様性への対応が求められる状況が明らかとなった。では、どのように学校における性の多様性についての関心を喚起し、対応を促そうとしているのか。ここでは、SCHLAU NRWが「多様性の学校」プロジェクトと共に2016年に作成したチェックリスト「学校におけるセクシュアリティやジェンダーの多様性の

受容をどのように支えられるのか—LGBTI*Qのテーマに向けた学校のためのチェックリストと推奨行動—⁽¹²⁾」を取り上げ、内容を確認していきたい。

(1) SCHLAU NRW の概要

SCHLAU NRW は、NRW 州で 1990 年代からゲイ・レズビアン啓発活動として設立されていた学校外のプロジェクトを 2000 年にネットワーク化した組織であり、教材開発やワークショップの開催などに継続的に取り組んでいる。活動の中心に据えられているのは、青少年と SCHLAU NRW に属する LGBTQ+ のチームメンバーとの出会いと対話であり、LGBTQ+ の人々について話すのではなく、LGBTQ+ の人々と話す、ということが重視されている。出会いと対話のなかでは、当事者の生活の実際やライフストーリー、自身のカミングアウトや差別経験、役割イメージなどが語られる。そうした当事者の語りによって、固定観念や偏見が効果的に除去されるし、またそれによって持続的な反差別や効果的な暴力の防止、民主的な人権教育に寄与するとしている。これは、すべての人が不安なく他者と異なっていられる社会を目指すという SCHLAU NRW のビジョンを反映している。こうしたビジョンや出会いと対話を重視する活動は、連邦レベルにおいてもベストプラクティスに選出されたり、表彰されたりしてきた。

2008 年には、NRW 州におけるレズビアンやゲイに対する反暴力活動や支援活動を行っている Rosa Strippe Bochum と協働し、「多様性のある学校—同性愛嫌悪のない学校 (Schule der Vielfalt-Schule ohne Homophobie)」プロジェクト (以下、「多様性のある学校」プロジェクト) を開始している⁽¹³⁾。その名の通り、同性愛嫌悪をはじめ、トランス嫌悪のない学校をビジョンに掲げている。具体的には、生徒や

教師、保護者が当たり前のように多様性を経験できる学校であり、相互尊重の雰囲気になった学校であり、同性愛嫌悪やトランス嫌悪に断固とした態度かつ可視化して向き合う学校であり、多様性を有益かつ強みとして認識する学校である。こうしたビジョンを掲げ、SCHLAU NRW は性の多様性の分野で存在感を高めており、現在では、NRW 州のみならず、ラインラント=プファルツ州 (SCHLAU Rheinland-Pfalz, 2010 年設立)、ニーダーザクセン州 (SCHLAU Niedersachsen, 2011 年設立)、ヘッセン州 (SCHLAU Hessen, 2011 年設立)、シュレスヴィヒ=ホルシュタイン州 (SCHLAU Schleswig-Holstein, 2012 年設立) でも同様のネットワークが広がっている (SCHLAU NRW, 2018)。

こうした流れのなかで、「多様性のある学校」プロジェクトと SCHLAU NRW は、2016 年にチェックリスト「学校におけるセクシュアリティやジェンダーの多様性を受容をどのように支えられるのか—LGBTI*Q のテーマに向けた学校のためのチェックリストと推奨行動—」を作成した。このチェックリストの目的は、教室空間に多様性をもたらす、セクシュアリティやジェンダーの多様性への対応をやすくしようとするものである (Schule der Vielfalt & SCHLAU NRW, 2016, S. 3)。また、チェックリストは、性の多様性に関わって、授業や学校の現状を把握するためだけでなく、生徒の日々の発達や日常的な協働において教師をどのように支えるのか、実践的な提案や示唆を含むものでもある (ibid.)。

(2) チェックリストと推奨行動

このチェックリストは、6 つのテーマに関するチェックリストと推奨行動、12 の情報ボックスから構成されている。その内容は表 1 の通りである。チェックリストは、学校の状況を

表1 チェックリストの構成

チェックリストと推奨行動	情報ボックス
A 学校文化や学校生活	Info 0: ジェンダーギャップ
B 学校のプログラムと学校の理想像	Info 1: LSBTI*Qの略
C 学習者と教授者の場所としての学校	Info 2: トランス (Trans*)
D 生徒に対する助言や寄り添い	Info 3: インター (Inter*)
E 学校にいる人々の健康	Info 4: バイセクシュアルの人々
F 学校外の専門家との協働	Info 5: 差別: 反差別法に関する内容
	Info 6: ヘテロノーマティビティ
	Info 7: NRW 州における性教育指針
	Info 8: ジェンダーと平等
	Info 9: レインボーファミリー
	Info 10: CSD (Christopher Street Day)
	Info 11: NRW 州学校法第 33 条
	Info 12: アイダホ (5月17日 同性愛嫌悪, トランス嫌悪に反対する国際デー)

Schule der Vielfalt & SCHLAU NRW, 2016 より筆者作成

尋ねる問いとなっており、当てはまるものにチェックを入れ、学校の状況を捉える。チェックが多いほど、授業や学校が性の多様性に対し開かれていると言える。また、チェックリストの問いに関連づけて、性の多様性に開かれた授業や学校となるための提案が推奨行動のリストとして挙げられている。こうした推奨行動に取り組むことによって、LGBTQ+青少年が安心して学校生活を送り、学習する環境を整備することにつながる。情報ボックスでは、性の多様性を理解するための基本的な概念や略称などに関する説明がなされている。蔑視語としてLGBTQ+の名称が用いられる状況について、Klockeの調査でも示されているが、そうした差別や排除は無意識に行われているため、ことばや概念がどのように用いられているのか理解することは重要である。情報ボックスはそうした理解を促進することに寄与するものとなっている。

以下、A～Fのチェックリストと推奨行動を訳出し、内容を確認していこう。

A: 学校文化や学校生活

LGBTQ+はもしかすると特別な課題に直

面しており、日常の課題がそれにさらに加わっているということを、少なくとも同僚の一部とは話をしたことがある。

- 生徒にはそれぞれ洋服や髪型、ボディーランゲージのスタイルがあり、もしそれらが一般的な性別役割に合っていなかったとしても、かれらのパーソナリティの表現として受け入れるというコンセンサスが同僚との間にある。
- 私たちの学校では、私たちの社会の当然の一部としてどのようなセクシュアリティやジェンダーの多様性があるのかを描いたポスターやフライヤーなどを置いている。
- 私たちはこれらのものを除去されたり、破られたり、汚されたり、改変されたりしないように守っている。
- 生徒の側からLGBTQ+生徒の差別に積極的に対抗するサークル (AG) やスポーツ協会の取り組みがある。
- 学校行事に当然のことながら、LGBTQ+の生徒、親、教師のパートナーも参加する (Schule der Vielfalt & SCHLAU NRW, 2016, S. 6)。

A：推奨行動

- ・ LGBTQ+の学校における生活状況について自分自身が情報を得る。しばしば、(微妙な)差別や排除に直面する。生じるであろう特別な要求に対し敏感になり、情報が得られるようにする。
 - ・ LGBTQ+がテーマになる際、人のアイデンティティが課題となる。アイデンティティは他者から描かれるものではなく、自己決定的に発見され、対話されるものである。ある人がLGBTなのか、ヘテロなのかはその人自身が言うことである。かれらのことばを真剣に受け止め、自己決定に向き合うことを支援する。
 - ・ LGBTQ+の差別に積極的に取り組む。当事者としてクラス全体との対話を積極的に模索する。学校におけるLGBTQ+に対するいじめや排外的な表現、暴力のきっかけとならないようにテーマ化する。
 - ・ ネガティブに使われる概念や、例えば、「ホモ野郎 (schwule Sau)」、「レズ (Lesbe)」、「トランス (Transe)」のような蔑視表現が用いられる際には介入する。そうした表現には、LGBTQ+に対する否定的な連想が明らかに示されうる。それゆえ、そうした蔑視表現が侮辱にあたるか否かを判断することは問題の解決に役に立たない。「彼女／彼はレズビアン／ゲイではない」と言うのはなんの慰めにもならない。
 - ・ 学校や学校コミュニティは、差別的な行動にどのように対処し、その結果がどうなるか、明瞭な規則を見いだすべきである。
 - ・ 学校祭や行動 (Aktionen)、プロジェクト週間、コンテストやクラブ活動などの際に、セクシュアリティやジェンダーの多様性を可視的なテーマにする。
 - ・ はっきりした機会がなくてもLGBTQ+の人生設計について触れ、相手が義務的に異性愛として生きることを意識しよう。
- ほとんどの人々が異性愛ではないことを表明するまで、異性愛を装っている。
 - ・ 空間の中にジェンダーの多様性をもたらそう。女性像、男性像に関するステレオタイプは常に人々のある部分にしか当てはまらないし、多様なジェンダー役割や理解を排除してしまう。
 - ・ 学校行事の招待状を送るときには、すべての生徒、親、パートナー、同僚の呼称が配慮されなくてはならない。
 - ・ 当然ながら、LGBTQ+は単一の集団ではない。かれらも多様な価値観、信仰、障がい、身体、レイシズムの経験、政治観、趣味、服装のスタイルなどを持っている。
 - ・ 可能な限り、例えば、教師 (Lehrkraft)、参加者 (Teilnehmende)、学生 (Studierende) といった中立的な表現を使おう。相談／カウンセリングの際には、例えば男子生徒に彼女について聞くのではなく、好きな人はいるかどうか尋ねることができるだろう。そのように、はじめから性的指向のさまざまな可能性をひらいておく。
 - ・ (例えば、職員室で) 人の外見は性的指向の、そして性自認の一義的な表明ではないと認めるようテーマ化しよう。この双方のケースで決定的なのは、自身の帰属感である。
 - ・ LGBTQ+を尊重するポスターなどを学校内のよく見えるところに貼ろう。この表明は学校の雰囲気にもポジティブな影響をもたらす、重要なサインとなる。
 - ・ 当然のことであるが、青少年向けの情報のなかに地域のLGBTQ+グループのフライヤーを置いておこう。
 - ・ ポスターやフライヤーを破損から守ったり、場合によっては新しくしよう。もし数回更新されたらぶら下げて読めるようにしておこう (ibid., S. 7)。

ここでは、LGBTQ+の視点から学校の環境

を見直すことが提唱されていると言える。注目しておきたいのは、生徒だけではなく、生徒の保護者や教師に対する呼称一つとってもどのようなものが用いられれば、ポジティブなメッセージとなるか考えを促しているところである。学校における性の多様性について検討する際、どうしても学校で学ぶ生徒の性の多様性ばかりに注目しがちであるが、そうではなく、学校で働く教師や生徒の家族にも当然 LGBTQ+ 当事者がいる可能性も考慮すべきであることが示されている。

B：学校のプログラムと学校の理想像

学校のもとにある基本原則（例えば、学校プログラム、学校の理念、ホームページ上の学校プロフィール）は、LGBTQ+の人々のインクルージョンを明らかに掲げ、差別的な振る舞いや表現（コメントや侮辱）は受容しないと明らかに表明する。

この基本方針は、以下の点で定期的にテーマ化される。

- 学校管理職との対話において
- 学校会議において
- 職員会議において
- スポーツ協会や、生徒の、クラス代表の集会において
- チームの集まり、教員集団の専門会議において
- 学校保健に関する会議（Schulpflegeschäfts-sitzung）において
- 学級保健に関する会議（Klassenpflege-schaftssitzung）において
- 学年開始の学級経営を通して
- 私たちの学校プログラムは LGBTQ+ の生活様式をも考慮に入れて多様性の教育を支えるための目標と応用戦略を有している (ibid., S. 10)。

B：推奨行動

- ・原則として授業の根底に差別のない環境を創ろう。
- ・LGBTQ+のテーマを他のものから切り離して扱わないようにしましょう。民主主義や関係性、愛、いじめ、人権などのテーマに埋め込むようにしましょう。
- ・さまざまな家族や共同生活の形を描いている教材や本、ワークシートを使用しよう。例えば、パッチワーク家族（ステップファミリー）やひとり親、（異性愛の）核家族、2つの親の家で育った子ども、レインボーファミリー、独身者、WG（ルームシェア）、居住グループ、大家族など。
- ・学校の敷地内の差別的な落書きや殴り書きは、可能な限り人の目に触れないようにするためすぐに除去されるべきである。
- ・定期的に特定の常套句を打ち破るような教材、本、ワークシートを使用しよう。家事をする男の子やスケートボードをする女の子、一つの性に対し一義的に割り当てることのできない人、移民背景を持つ女医、さまざまな服装のスタイルなど。
- ・授業において教科横断的に NRW 州の性教育指針に適した形で社会の多様性と LGBTQ+ をテーマ化しよう。異なる教科に関する例は、www.schule-der-vielfalt.de で見つけることができる。
- ・教師としてオープンな雰囲気を作り出そう。そして、LGBTQ+ は普通のことであること、他のファーストネームを希望するのはおかしくないこと、服装のスタイルがあるのは問題ないこと、といったサインを出そう。
- ・教科のカリキュラムに社会的な多様性につながるような側面としてセクシュアリティやジェンダーの多様性のテーマを位置づけよう。
- ・理念のなかにも、ダイバーシティや反差別、尊重に満ちた価値のある扱いを位置づけることができ、ホームページにも可視化するよう

にしよう。その際、学校外のプログラム、例えば SCHLAU や「レイシズムのない学校」⁽¹⁴⁾などと協働しよう。

- ・「多様性のある学校」になり、同性愛嫌悪やトランス嫌悪に対し積極的かつ可視的に取り組もう。
- ・あなたが「多様性のある学校」であるならば、ホームページにロゴを載せ、ネットワークに参加している学校の質基準から抜粋を公表しよう。
- ・SCHLAU は青少年のためのハンドブック「その最中に (Mittendrin)」を販売しており、そのなかでは青少年に適したことばやマンガ、物語を使って LGBTQ+ が取り上げられている。これは管理費のみで、mittendrin@schlau-nrw.de に注文できる (ibid., S. 11)。

ここでは、性の多様性について、授業を含め、学校全体でいかに取り上げていくかが述べられている。性の多様性については、個別に扱うのではなく、あらゆるテーマと関連付け、取り上げることが推奨されている。とりわけ、NRW 州の性教育指針と関連付けることは、学校の教科で取り上げる根拠となる。また、学校の中での取り組みと同時に学校外への発信にも注力することが推奨されている。

C：学習者と教授者の場所としての学校

- 私は NRW 州の性教育に関する指針を知っており、自分の授業に応用している。
- もし授業で人間の共生について話すなら、LGBTQ+ の生活様式も同等のものであると描く。
- 私の学校は、異性愛と並んで LGBTQ+ の人々や生活様式を描き、可視化している教科書や教材を使っている。
- 私の学校は、ダイバーシティや反差別、民主主義や人権に取り組むプロジェクト週間に当

然のことながら、セクシュアリティやジェンダーの多様性といったテーマも含んでいる。

- 学校図書館がある限り、生徒たちは LGBTQ+ の生活様式や主人公を描いた小説や案内書、雑誌などを借りることができる (ibid., S. 14)。

C：推奨行動

- ・なぜ社会的な多様性が、すべての人が民主的に共生するためのテーマとなるのか、繰り返し説明しよう。
- ・多様性や反差別に関する活動の枠組みで、積極的に活動している親からサポートを得ることができる。
- ・招待のときや選択された呼称を用いる場合を考え、そして親の夕べを行う際には多様な家族のモデルを考えよう。
- ・また親の夕べは、社会的な多様性（そして、クラスの中の多様性）について話をするために活用される。その際、LGBTQ+ は数多くあるテーマのうちの一つである。
- ・生徒に LGBTQ+ のテーマに関する発表を行う機会を提供し、それについて全体でディスカッションする機会を模索しよう。以下が可能なテーマとなり得る。正義と不公正、自己決定、人権、平等、世界宗教の位置づけ、性の多様性、マジョリティとマイノリティ、有名な人物、LGBTQ+ 解放の闘い、地域の CSD (Christopher Street Day) についてなど。
- ・学校における LGBTQ+ 受け入れのための生徒の活動を可能にしよう。活動グループを立ち上げる、あるいはスポーツ協会または生徒新聞にテーマを入れてみよう。
- ・差別に抵抗し、多様性のために活動した生徒は、実際にあなたのサポートや指導を必要としている。
- ・LGBTQ+ のテーマを当たり前、そして同等にテーマ化することは、さまざまな保守派

やアクターを登場させることになる。何人かの保護者は助言やサポートを求めるだろう。その他は、LGBTQ+のテーマが自分たちにとって新しいことから、場合によっては自分の子どもの健康を心配するだろう。それについて苛立ってはいけない。差別のメカニズムは、しばしば長く、深く根付いている。社会の多様性に敏感になり、学校法ならびに、場合によっては、学校の理念や適切な教科のカリキュラムを参照するようにしよう (ibid., S. 15)。

ここでは具体的に教師が取り組む際の助言がなされている。性の多様性に取り組む意義は継続して伝えられるべきであること、授業や授業外活動で性の多様性を扱う可能性が示されている。連邦反差別事務所の調査にもあるように、性の多様性を扱うことに対する反発も生じうるが、その際に法的根拠を示して説明することも推奨されている。これは、性の多様性を扱う意義を生徒のみならず保護者にもしっかりと伝える重要性を示している。

D：生徒に対する助言や寄り添い

- 私たちの学校の相談担当教師や信頼できる教師、あるいはスクールソーシャルワーカーは、LGBTQ+のテーマに関する基礎的知識を有していると知っている。
- 相談担当教師や信頼できる教師、あるいはスクールソーシャルワーカーは、LGBTQ+の人々に対する外部の相談所に仲介することができる。
- これらの人々の相談室や事務所には、ポスターや持ち帰ることのできる資料があり、それらはセクシュアリティやジェンダーの多様性を問題化したものではなく、価値あるものとして描いている。
- 相談室などの部屋は秘密を保持し、プライベート

な空間となっている。

- 私たちの学校のなかにある相談についての情報（ポスター、フライヤー、指定されたテーマの概要など）では、生徒はLGBTQ+のテーマについて内密に相談することができる」と明示されている。
- 私たちの学校の構想において、とりわけ反いじめについての構想があり、学校が始まる際に新しい教師や生徒に周知される (ibid., S. 16)。

D：推奨行動

- ・あなたに対し誰かがカミングアウトしたら、ポジティブな反応をし、尊重する姿勢を示そう。傾聴し、サポートを申し出よう。いずれの場合においても、秘密を守り、その人が他の人にカミングアウトしたくないのであれば、その決断を尊重しよう。それについては個々の重要な理由がある。
- ・もし生徒があなたを信用して話したのであれば、生徒の許可なくその情報を親に伝えることはやめる。どの人もカミングアウトの適切なタイミングを自分で決断する権利がある。
- ・小さなシグナルは、生徒にとっての重要な合図になりうる。「あなたのままでいいよ!」、「レズビアンであって構わないよ!」、「他のファーストネームでの呼称や人称代名詞を望むことは当然のことだよ!」、「レインボーファミリーで構わないよ!」など、サインを出そう。
- ・相談所や青少年支援のプログラムなどを示そう。
- ・「多様性の学校」の反差別プロジェクトに参加しているいくつかの学校は、トイレの個室の中に助言が下げられており、そこには相談の提供や、例えば、性的虐待に関する施設や反レイシズムプロジェクト、LGBTQ+の相談所といった様々な相談所にコンタクトする可能性が示されている。

- ・スクールソーシャルワーカーや相談教員の部屋の扉に貼っているLGBTQ+のポスターは、質問があったり、支援を必要としていたり、どこが適切かを知りたい生徒に対し、オープンであるサインを送っている。
- ・あなたの学校において差別やいじめがどのように対処されるのか、コンセプトを更新ないしは作成しよう。その場合、当然のことながら、LGBTQ+のテーマやニーズについてのコンセプトも補完しよう。
- ・子どもがLGBTQ+であると、親が助言やサポートについて相談してきたら、親に子どもの自己決定について指摘し、カミングアウトにどのように協力的に寄り添うのか、提案しよう。相談所のフライヤーを渡そう (ibid., S. 17)。

ここでは生徒からの相談やカミングアウトに教師がどう備えるかが示されている。生徒が話しやすいようにサインを出し続けること、情報を目の届きやすいところに掲示することなど、相談へのハードルを下げるための環境づくりの重要性が示される。また、こうした相談担当教員やスクールソーシャルワーカーなどが、LGBTQ+に関する地域のリソースについて情報収集を普段からしておく、相談をつなぐ役割を果たすこともできる。

E：学校にいる人々の健康

- 私の同僚の間では、私、そして私たちは、もし一般的なジェンダー・ステレオタイプに当てはまっていなかったとしても、教師の間にある服装や髪型、ボディーランゲージのスタイルを受け入れる。
- 会話のなかで、LGBTQ+の教師やスクールソーシャルワーカーの同僚が、異性愛者の同僚がするのと同じく、かれらのライフステージで当然起こることは報告している。

学校内外の手紙や議事録、その他公的な文書において、当然のことながら他の性的指向や性自認も含まれる（これは例えばジェンダーギャップの活用によるものなど）(ibid., S. 20)。

E：推奨行動

- ・カミングアウトしたいという同僚の決定を尊重し、その際同僚をサポートしよう。それと同時にオープンにはしたくないという人の決定も尊重しよう。
- ・同僚間で積極的に差別に取り組もう。陰口をたたかれたり、いじめられたりしていたら、介入しよう。
- ・あなたにとってLGBTQ+は学校における社会的な多様性においてごく当たり前のことであり、そして同等にその多様性に属するということを、特別な理由がなくてもサインを送ろう (ibid.)。

学校で性の多様性に取り組む際に、生徒に焦点化しがちであるが、この項目では同僚性の中にも当然あり得る性の多様性に着目している。異性愛規範とは異なる価値規範のなかで生きている同僚についても、その在り方を同等に認めようと促すものであり、LGBTQ+教師の労働環境の改善にもつながる内容となっている。

F：学校外の専門家と協働

- 私の学校は、教師、生徒、その他の教育関係者並びに親にセクシュアリティやジェンダーの多様性について専門的な援助を提供することができるよう、定期的に相談所と協働している。
- 私の学校はこれらのプロジェクトや相談所に関する情報をよく見えるところに置いている。
- セクシュアリティやジェンダーの多様性、性別役割、家族の形に関する情報や教育のイベントに、以下の人々が定期的に参加すること

ができる。

- ・ 学校管理職
- ・ 教師
- ・ 教育専門職 (pädagogische Fachpersonal)
- ・ 親 ・ スポーツ協会の生徒

□私の学校はセクシュアリティやジェンダーの多様性といったテーマに生徒と取り組む SCHLAU のような教育プロジェクトと定期的に協働している (ibid., S. 21)。

F：推奨行動

- ・ このテーマを扱う際、自分自身に、そして生徒や同僚、親に起こりうる苛立ちに備えておこう。そうした苛立ちが生じる背景に目を向けることは学習プロセスを可能にし、新しいパースペクティブを拓く。
- ・ 差別のメカニズムは互いに非常に似ている。もしあなたがレイシズムやダイバーシティ、性といったテーマの研修を訪れるのなら、それは LGBTQ+ に関する活動を強化することができる。そのようなイベントに参加する際には、複層的なパースペクティブを求めるようにしよう。
- ・ SCHLAU をあなたの授業に招こう。個人的な出会いは偏見を振り返る助けになる。このような接触を可能にしよう。補完的に、「受容と反差別」のテーマ領域で活動している、例えば「民主主義と勇気のネットワーク (Netzwerk für Demokratie und Courage)」といった他の組織を招くこともできるだろう。
- ・ LGBTQ+ のテーマ領域に関する研修は、「ジェンダーとクエア教育」の名の下で、また SCHLAU と「多様性の学校」の専門的な講師ポータルで提供されている。
- ・ NRW 州政府によって助成されている「差異と共通」という受容キャンペーンは、『小さな違いの入門書 (Fibel der kleinen Unterschiede)』を刊行している。そのなかに

LGBTQ+ のテーマ領域に関する多くの概念がある。これをまずは一度同僚間で見られるようにしたり、あるいは学校で使ってみよう (ibid.)。

ここでは学校外の専門家や組織との連携が掲げられている。とりわけ、注目しておきたいのは、差別のメカニズムには共通する部分もあることから、LGBTQ+ のみならず、レイシズムや多様性に関する研修も性の多様性への取り組みに寄与することが明示されている点である。性的指向や性自認は本人のアイデンティティの一側面であり、それ以外にもアイデンティティを複層的に織り成す要素がある。それを念頭に置くならば、レイシズムや多様性についての理解は、複層的に学校内で取り組む際の大きな助けとなり得る。

以上がチェックリストと推奨行動の一覧になる。性の多様性に取り組む法的根拠として、NRW 州の性教育指針や学校法が上記においても挙げられている。このチェックリストは NRW 州で用いられることを前提としているため、NRW 州の性教育指針及び学校法が示されているが、ドイツは連邦諸州が教育に関する権限を有するため、他州では規定も異なりうる。それを念頭に置いた上で、ここでは NRW 州の性教育指針及び学校法について確認しよう。これらの内容については情報ボックス 7 と 11 で取り上げられており、具体的には表 2 の通りである。

性教育指針及び学校法において、性教育の重要性を踏まえ、どのような性的指向・性自認であろうとも同等の価値があり、それらに関する寛容性を高めることが差別の除去につながると明確に示されている。こうした重要性は双方に共通するところであるが、性教育指針においてはこの指針に基づいた支援を教師に提供するこ

表 2 性教育を保障する法的根拠

Info 7： NRW 州における性教育指針	Info 11： NRW 州学校法第 33 条
<p>さまざまなセクシュアリティの生活様式に取り組むなかで、自身のセクシュアリティを振り返り、自身の性自認を見つけ、それに意識的である機会がある。</p> <p>性科学においては、人間のセクシュアリティは多様な方法で表現されうることについてのコンセンサスがある。したがって、ヘテロセクシュアリティ、バイセクシュアリティ、ホモセクシュアリティ、トランスセクシュアリティはセクシュアリティの表現形式であり、それは、価値において違いはなく、該当する人々のパーソナリティに属するものである。</p> <p>性科学は、性的指向や性自認、そしてそれに結びついた関係性や生活様式にかかわらず、すべての人々の相互のトランスの涵養と促進に寄与する。それにより、同性愛嫌悪の解体や同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーの人々に対する差別の除去に寄与しうる。</p> <p>(…) 相談所や自助組織、あるいは学校外の専門家との協働は、この指針の基本に基づいた具体的な支援を教師に対しても提供する。</p> <p>(NRW 州学校・継続教育省 (1999)：性教育指針)</p>	<p>第 33 条 性教育</p> <p>(1) 教科横断的な学校の性教育は、親による性教育を補完するものである。その目的は、生徒がかねらの年齢や発達に適した形で、セクシュアリティに関する生物学的、倫理的、社会的、文化的な疑問に習熟することであり、意識的に、自由な決定並びに責任において、自分と他者の生き方を形成することにある。性教育は若い人々に、セクシュアリティに関する疑問のなかで自身の価値観を發展させ、自身のセクシュアリティを自己決定し、自覚的に扱う力を付けることを支援するものであるべきだ。さらに生徒は、パートナーに対する責任に満ちた対応をするため感受性を高め、結婚や家族、そしてその他のパートナーシップにおける同等の役割に対し備えるべきである。性教育は、性的指向や性自認、そしてそれと結びついた関係性や生活様式にかかわらず、すべての人々の受容を促進することに寄与する。</p> <p>(2) 親は、性教育の目標、内容、方法、手段について時機を逸することなく情報を与えられなくてはならない。</p> <p>(NRW 州学校法 2005 年制定)</p>

Schule der Vielfalt & SCHLAU NRW, 2016, S. 13, S. 19 より筆者作成

とが掲げられ、学校法においては親が学校における性教育に関する情報を時機を逸することなく得られることが保障されている。このような法的根拠があることによって、学校は性の多様性を含めて性教育を実施することができ、かつ性の多様性を受容する学校づくりに取り組むことができると言えるだろう。

4. おわりに

ドイツにおける性の多様性を巡る状況について、本論では学校に関わる先行研究や調査研究から現状の一端を明らかにした。そして、性の多様性を受容する学校づくりの一助として、「多様性のある学校」プロジェクトと SCHLAU NRW が作成したチェックリストに着目し、その内容を確認した。これらを踏まえ、日本における議論を進める上での示唆として、以下の 2 点を挙げたい。

第 1 に、性の多様性という点から学校の在り方を捉え直す視点の提供である。チェックリ

ストは、LGBTQ+ の生徒に対する支援や授業でのテーマ化についてのみ触れるのではなく、学校の在り方を性の多様性から捉え直す視点を提供するものとなっている。日本においては、文科省から通知や手引きが公表されているものの、学校環境をいかに整えるのか、授業や授業外でどのように LGBTQ+ をテーマ化し、子どもたちの理解を深めるのか、そしてそのために教職員はどのような姿勢で向き合うかなど、十分に上げられているとは言い難い。個別には実践記録やワークブック、研究論文などが数多く見られるようになっているが、本論で上げたチェックリストのような包括的なものが学校現場で共有されると、日本においても学校における性の多様性をどのように受容していくのか、共通の基盤の基に議論を進めることができるのではないだろうか。

第 2 に、性の多様性に取り組む上での法的根拠が明確にされている点である。本論ではチェックリストが依拠する NRW 州における法

的基盤を提示したが、既に述べた通り、ドイツの場合は連邦諸州がそれぞれ教育に関する権限を持っているため、連邦全土で NRW 州と同様の法的根拠があるわけではなく、これについては別に論ずる必要がある。また、それと同時に諸州の学習指導要領で具体的にどのように言及されているかも確認する必要があるだろう。そうした留保があるにせよ、チェックリストに示される通り、NRW 州性教育指針や学校法で性教育について規定されているというだけでも、学校が性の多様性を受容し、性の多様性という視点からの学校づくりや授業や授業外でテーマ化する際の根拠となりうる。例えば保守的な保護者や地域住民からの抵抗がなされた場合に、なぜ学校が取り組む必要があるのか説明の根拠になり得る。さらには、性教育指針や学校法でセクシュアリティやジェンダーの多様性に触れていることは、そうした多様性を異性愛規範と同等な価値をもって取り上げることの必要性を指摘することもできる。

教師が性の多様性について実践を行う際、また学校が取り組む際に、教師や学校が依拠することのできるチェックリストや法的根拠があることは、こうした実践を一教師の取り組みや一学校の取り組みにとどめず、それを普及することにも寄与する。そうしたものが日本においても今後強く求められることになるであろう。

本論の主眼は、性の多様性を受容する学校づくりにあるが、必ずしもそれにとどまるわけではない。チェックリストの「F：学校外の専門家との協働」に関する推奨行動でも言及されているように、差別の構造は類似する部分があるため、性の多様性のみならず、レイシズムや多様性に関する教師の理解も学校づくりに役立てることができる。これまでの日本における学校教育のなかで当たり前だと思われるものを少し視点を変えて捉え直すことによって、多様な子どもたちが過ごしやすい学校づくりにつなげて

いくことが可能となるだろう。例えば、性の多様性に加え、外国につながる子どもたちのもたらす文化的多様性、特別なニーズを持つ子どもたちがもたらす多様性など、さまざまな視点から捉える多様性が交差し、尊重される学校の在り方とはどのようなものか、さらにはそうした教育を保障する多様性の教育学をどのように構想しうるのか。本論ではこれらを念頭に置きつつも十分には議論することができなかつたため、今後、さらに検討していきたい。

付記

本研究は、東京学芸大学国際教育センタープロジェクト「学校、地域における多様な児童生徒の受入れに関する研究—セクシュアル・マイノリティ支援に焦点を当て—」（研究代表者：吉谷武志）によって行われた成果の一部である。

注

- (1) 文部科学省による一連の文書では、「性同一性障害」という用語が用いられているが、本論では、WHO による国際疾病分類 (ICD-11) から「性同一性障害」が精神疾患から外れ、「性の健康に関連する状態」の分類の中の Gender Incongruence という項目に含められるようになったことを受け、「性別不合 (Gender Incongruence)」という用語を用いる。なお、「性別不合」という用語は、LGBTQ+ を包括する用語ではなく、筆者はそうした意図を持っては使用していない。
- (2) 朝日新聞朝刊「中学武道に銃剣道を追加 体育で「異性への関心」は残る」(2017年3月31日)を参照。
- (3) 以下、先行研究に触れる場合には、先行研究で用いられている略称を使用することとする。そのため、表記に揺れが生じるが、それは先行研究の表記に起因するものであることを予め断っておく。なお、日本で一般的に知られている LGBT という表記は、ドイツ語では LSBT (Lesben: レズビアン, Schwul: ゲイ, Bisexuell: バイセクシュアル, Trans*: トランスジェンダー) と略されるが、本論では読みやすさを考慮し、LGBT とする。
- (4) Klocke (2016) は例として、歴史や社会科において、アメリカの公民権運動や女性運動と並んで、ストーンウォールの反乱や LGBTI の犯罪化や病理化について差別や人権をテーマに取り上げることができるとし、さらに倫理科で愛やパートナーシップ、家族をテーマにする際に、同性愛やカミングアウト、レインボーファミリーをテーマ化できるとしている (S. 10)。
- (5) 2017 年の調査ではトランスジェンダーやインターセックスの人々に対するものは含まれていないが、こ

- これは2015年の年間テーマの対象として取り上げられていたためである(ADS, 2017a, S. 1)。
- (6) Antidiskriminierungsstelle des Bundes (2017a): *Einstellungen gegenüber Lesben, Schwulen und Bisexuellen in Deutschland. Ergebnisse einer bevölkerungsrepräsentativen Umfrage*. Berlin.
- (7) Antidiskriminierungsstelle des Bundes (2017b): *LSBTIQ*-Lehrkräfte in Deutschland. Diskriminierungserfahrungen und Umgang mit der eigenen sexuellen und geschlechtlichen Identität im Schulalltag*. Berlin.
- (8) 連邦諸州における教育指針や学習指導要領におけるテーマ化の状況については、連邦反差別事務所のHPから確認できる。https://www.antidiskriminierungsstelle.de/DE/ThemenUndForschung/Sexuelle_Identitaet/Tipps_Bildungsbereich/02_Schule/laender/laender_node.html (letzter Zugriff: 20. 02. 2021)
- (9) ドイツにおいては、大学での教員養成課程を修了した後、教員試補として2年程度勤務し、国家試験に合格した後に正規の教員となる。
- (10) 各州の回答者数、回答者の年齢層、性自認、性的指向、学校種などの基礎的情報については、ADS (2017b) S. 4-5を参照のこと。
- (11) 2006年に制定された法律で、人種や民族、性別、宗教・世界観、障がい、年齢、性的指向などを理由とした不利益待遇を禁ずる法律である。
- (12) Schule der Vielfalt und SCHLAU NRW (2016): *Wie Sie die Akzeptanz von sexueller und geschlechtlicher Vielfalt an Ihrer Schule unterstützen können. Checkliste und Handlungsempfehlungen für Schulen zum Thema LSBTI*Q*.
- (13) 「多様性のある学校」プロジェクトに参加するには、その質基準を満たす必要がある。基準については、義務的なものが9つ、推奨されるものが9つ挙げられている(Schule der Vielfalt & SCHLAU NRW, 2016, S. 9)。義務的なものは、以下の通りである。
- ①プロジェクト校になる学校は、学校会議(他州では全体会議)の決議に従い、自主的に定めた義務に対する声明(Selbstverpflichtungserklärung)に署名する。
- ②「多様性のある学校」として自主的に定めた義務に取り組む学校は、「Come in—私たちはオープン」というラベルを公的に付けることができる。
- ③プロジェクト校は少なくとも一人(教師やスクールソーシャルワーカー)を州コーディネート事務所に対する窓口として指名する。
- ④プロジェクト校の代表はネットワークの会合に参加する。
- ⑤学校の教員の一部は、セクシュアリティやジェンダーの多様性の受容やそれに対する反差別に該当するテーマの養成や研修(ワークショップ)に参加する。
- ⑥プロジェクト校は(NRW州における)性教育に関する規定に従い、性的指向と性自認の多様性を教科横断的に授業で取り上げる。
- ⑦プロジェクト校では、生徒のために定期的にLGBTQ+に関する教育(Aufklärung)ワークショップが実施される。
- ⑧上述の養成・研修やワークショップは、SCHLAUの啓発プロジェクト(Aufklärungsprojekte)の質基準を志向したものでなくてはならない。
- ⑨プロジェクト校は毎年自分たちの活動に関するフィードバックをしなくてはならない。推奨点は以下の通りである。
- ①自主的に定めた義務に対する声明は、ラベルを付けることに関連して、学校コミュニティ(親、生徒、教師)の代表が署名する。
- ②ラベルを付けるのは、一式典の枠組みにおいて、一もし可能であるならば標識として入り口のあたりに可視化するようにする。
- ③プロジェクト校は、州コーディネート事務所の窓口として、それぞれ学校管理職/教員集団、保護者、スポーツ協会から2名を任命する。
- ④ネットワークの会合には、教師、生徒、保護者の代表が参加する。
- ⑤プロジェクトのプロセスでは、プロジェクト校のすべての教員集団がセクシュアリティやジェンダーの多様性に対する反差別についての養成・研修(ワークショップ)に参加する。
- ⑥プロジェクト校は「多様性の学校のプロジェクトファイル」を利用する。このファイルには、プロジェクトに関する重要な情報が含まれている(プロジェクトファイルはNRW州のために計画されたもの)。
- ⑦プロジェクト校はSCHLAUのワークショップを活用できる。プロジェクト校においては、どの学年においても学年全体で教育ワークショップに参加する。
- ⑧反差別活動の際に、プロジェクト校は連邦反差別事務所のいわゆる複層差別から守るための注意に留意する。性教育の領域においては、プロジェクト校は連邦健康教育センターの内容に注意する。
- ⑨プロジェクト校は授業や教育的行事に並んで、プロジェクトを実施する。例えば、演劇、映画、あるいはラジオプロジェクト、「多様性(Diversity)」クラブの設置など。
- (14) 「レイシズムのない学校」とは、正式には「レイシズムのない学校—勇気のある学校(Schule ohne Rassismus-Schule mit Courage)」である。1995年に社団法人「行動の勇気(Aktion Courage e.V.)」が、民主的な社会の構築や青少年の社会参加の能力を向上させることを目的に活動を開始した。これに参加するには、学校の全校生徒及び教職員の70%以上が暴力やレイシズム、差別に抗する活動を行うことに賛同する署名を集め、活動を支持する後援者を見つけるという条件がある。活動のテーマは生徒自身で設定するが、連邦コーディネート事務所は活動に関するさまざまな資料を作成しており、そのテーマはレイシズム、極右主義、イスラームと学校、難民と庇護権、ジェンダー、性的指向など多様である。詳細は伊藤(2015)を参照のこと。

参考文献

- Out Japan co., Ltd. 「WHOが性同一性障害を精神障害の分類から除外しました」(2019年5月27日記事)(最終アクセス: 2020年10月1日)
https://www.outjapan.co.jp/lgbtcolumn_news/

news/2019/5/13.html

朝日新聞朝刊「(新! 学習指導要領) 多様な性, 小中学校から教えて LGBT 当事者ら, 体験もとに訴え」(2017年3月10日)(最終アクセス: 2020年10月1日)

朝日新聞朝刊「中学武道に銃剣道を追加 体育で「異性への関心」は残る」(2017年3月31日)(最終アクセス: 2020年10月1日)

伊藤亜希子(2015)「青少年の異文化理解を促す体制づくりー『レイシズムのない学校』プロジェクトの事例からー」『多文化社会ドイツにおける排除と共生の葛藤に学ぶ教育に関する研究』(平成24~26年度科研費若手研究(B)研究成果報告書)19-29頁。

Antidiskriminierungsstelle des Bundes (2017a): *Einstellungen gegenüber Lesben, Schwulen und Bisexuellen in Deutschland. Ergebnisse einer bevölkerungsrepräsentativen Umfrage*. Berlin.

Antidiskriminierungsstelle des Bundes (2017b): *LSB TIQ*-Lehrkräfte in Deutschland. Diskriminierungserfahrungen und Umgang mit der eigenen sexuellen und geschlechtlichen Identität im Schulalltag*. Berlin.

ERA (European Union Agency for Fundamental Rights) (2020): *EU LGBTI survey II. A long way to go for LGBTI equality. Country data-Germany*. https://fra.europa.eu/sites/default/files/fra_uploads/lgbti-survey-country-data-germany.pdf(Final accessed:27.02.2021)

Klocke, U. (2016): *Homophobie und Transphobie in Schulen und Jugendeinrichtungen: Was können pädagogische Fachkräfte tun?* In.: Informations- und Dokumentationszentrum für Antirassismusbearbeitung e.V. (IDA). Düsseldorf. https://www.vielfalt-mediathek.de/material/homophobie-und-transphobie-in-schulen-und-jugendeinrichtungen-was-koennen-paedagogische-fachkraefte-tun_(letzter Zugriff: 01. 10. 2020)

SCHLAU NRW (2018): *SCHLAU macht Vielfalt. Bildungs- und Antidiskriminierungsarbeit zu geschlechtlicher und sexueller Vielfalt*.

Schule der Vielfalt und SCHLAU NRW (2016): *Wie Sie die Akzeptanz von sexueller und geschlechtlicher Vielfalt an Ihrer Schule unterstützen können. Checkliste und Handlungsempfehlungen für Schulen zum Thema LSBTI*Q*.

The Acceptance of Sexual Diversity in Schools in Germany:
Focus on the Checklist for Schools from the Viewpoint of LGBTQ+.

Akiko ITO
(Fukuoka University)

This paper aims to source viewpoints for further discussion about the acceptance of sexual diversity in schools in Japan, through focus on a checklist and action list by SCHLAU NRW (SCHLAU North-Rhine Westphalia), which is engaged in the field of sexual diversity in Germany.

Firstly, it has been described in previous research and reports (Klocke 2016; Antidiskriminierungsstelle des Bunds 2017a, 2017b) that, while there have been positive reactions to dealing with LGBTQ+ in schools, the negative reaction to attempts to raise awareness of LGBTQ+ issues cannot be ignored. Moreover, the report shows that many LGBTQ+ teachers are forced to confront problems and challenges in their schools based on their sexual orientation and gender identity.

Secondly, the author shows that the pamphlet consists of three parts; checklist, action list and information box providing information necessary to understand the concepts and terms around sexual diversity in Germany. It should be mentioned that there are 2 notable points concerning the guidelines governing sex education and school law in NRW. By understanding the outline of all the parts, the author points out that the checklist and action list give us distinct viewpoints from which to consider the acceptance of sexual diversity within educational establishments.

In conclusion, the author underlines two viewpoints from this checklist, produced in Germany, for further discussion in Japan. One is that the checklist and action list provide us with a frame of reference from which to view schools through the lens of sexual diversity awareness. The other is that there are legal grounds for addressing aspects of sexual diversity in schools.

Key Words : LGBTQ+, sexual diversity, reconsideration of schools, Germany